

電気供給業を行う法人の事業税について

1 電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給している実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

電力会社が行う電気供給業のほか、再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス）の固定価格買取制度を利用した売電事業も電気供給業に該当します。

2 課税方式について

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等又は発電事業等に係る課税方式が変更されました。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団法人及び一般財団法人を除く）にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって税額を計算します。税率は「4 税率」をご覧ください。

※ 令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたとみなします。

		令和2年4月1日以後に開始する事業 年度	令和2年3月31日までの間に開 始する事業年度
下記以外の電気供給業		収入割	
小売電気事業等(※2) 発電事業等(※3) 特定卸供給事業(※4)	下記以外の法人	収入割＋所得割	収入割
	資本金1億円超(※1)	収入割＋付加価値割＋資本割	

※1 特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く

※2 小売電気事業等とは以下の事業をいいます。

①電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業

②上記※2①に準ずるものとして総務省令で定める事業

（他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。ただし、一般送配電事業、特定送配電事業、発電事業及び発電事業に準ずる事業（以下の※3②）に該当する部分を除きます。）

※3 発電事業等とは以下の事業をいいます。

①電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業

②上記※3①に準ずるものとして総務省令で定める事業

（自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。）を含みます。）

※4 特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用です。

3 課税標準となる収入金額(収入割)

$$\text{収入金額(課税標準)} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

① 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入)であり、電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。

注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。

注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。

注3) 料金と併せて収入する消費税の金額は含めません。

② 控除すべき金額

○国又は地方団体から受ける補助金	○不用品の売却による収入金額
○固定資産の売却による収入金額	○受取利息及び受取配当金
○保険金、有価証券の売却による収入金額	○需要者等から収納する工事負担金等
○電気事業法第28条の40第2項第1号の交付金(※)	
○電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額	
○電気供給業を行う他の法人から非化石証書を購入し、又は卸電力取引所を介して自らが販売を行った非化石証書を購入し、これらの非化石証書を利用して非化石エネルギー源に由来する電気として供給を行う場合における当該非化石証書購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額	
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条の賦課金	
○損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等	
○託送供給に係る料金として他の電気供給業を行う法人に支払うべき金額に相当する収入金額 (平成12年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
○廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額 (平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
○日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用)	
○旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額 (平成31年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
○一般送配電事業者が発電事業者に交付する若しくは配電事業者が一般送配電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額 (令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
○小売電気事業者等が容量市場において広域的運営推進機関に支払うべき金額及び一般送配電事業者等が電源入札等において、広域的運営推進機関に支払うべき金額に相当する収入金額 (令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	

※ 令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用

4 税 率

【令和2年4月1日以後に開始する事業年度の税率】

(1) 法人事業税

区分	資本金の額又は 出資金の額		課税方式	所得、付加価値額、資本金等の額、収入金額 (分割法人にあっては、分割前の総額)	令和4年4月1日以後に開始する 事業年度
下記以外の電気供給業	3億円以下		収入割	収入金額が年3億2千万円超	1.065 (1.0)
				〃 3億2千万円以下	1.0 (1.0)
	3億円超			－	1.065 (1.0)
	保険業法に規定する相互会社			－	1.065 (1.0)
小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業(※)	1億円以下の法人等		収入割	収入金額が年3億2千万円超	0.8025 (0.75)
				〃 3億2千万円以下	0.75 (0.75)
			所得割	所得が年4千万円超	1.9425
				〃 4千万円以下	1.85
	1億円超の 普通法人	1億円超 3億円以下	収入割	収入金額が年3億2千万円超	0.8025 (0.75)
				〃 3億2千万円以下	0.75 (0.75)
			3億円超	－	0.8025 (0.75)
		1億円超 3億円以下	付加価値割	付加価値額の年額が1億4千万円超	0.3885
				〃 1億4千万円以下	0.37
			3億円超	－	0.3885
		1億円超 3億円以下	資本割	算定期末の資本金等の額が1億6千万円超	0.1575
				〃 1億6千万円以下	0.15
				3億円超	－

※特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

(2) 特別法人事業税

課税標準	法人の種類	税率
基準法人収入割額	下記以外の電気供給業	30%
	小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業	40%

※特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

※基準法人収入割額は、法人事業税収入割のかつこ内の税率(標準税率)を使用して計算します。

【令和2年3月31日以前に開始する事業年度の税率】

(1) 法人事業税

区分				平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度
課税方式		資本金の額又は出資金の額	収入金額 (分割基準法人にあっては分割前の総額)		
給電業 全気供の 収入割	収入割	3億円以下	収入金額が年3億2千万円超	0.965(0.9)	1.065(1.0)
			〃 3億2千万円以下	0.9(0.9)	1.0(1.0)
		3億円超	—	0.965(0.9)	1.065(1.0)
			保険業法に規定する相互会社	0.965(0.9)	1.065(1.0)

(2) 地方法人特別税及び特別法人事業税

課税標準	法人の種類	地方法人特別税	特別法人事業税
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度
基準法人収入割額	全ての電気供給業	43.2%	30%

※基準法人収入割額は、法人事業税収入割のかつこ内の税率(標準税率)を使用して計算します。

5 使用する申告書の様式について

- (1) 法第 72 条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業)を行う法人及びこれらの事業を併せて行う法人は、下記の申告書を使用する。

第6号様式(その2)、第6号の3様式(その2)

- (2) (1)以外の法人は、下記の申告書を使用する。

第6号様式(その1)、第6号の3様式(その1)

- (3) 法第 72 条の2第1項第1号に掲げる事業(所得金課税事業)と同項第3号に掲げる事業(小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業)を併せて行う法人は、下記の別表等につき課税標準ごとに作成する。

第6号様式別表5、別表5の2、別表5の2の2、別表5の3、別表5の3の2、別表5の4、別表5の5、別表5の6、別表5の6の2、別表9、別表9の2、別表10、別表11、別表12、別表13、別表13の2、別表13の3、第10号様式、第10号の3様式

- (4) 法第 72 条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限る)と同項第3号に掲げる事業(小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業)とを併せて行う法人は、下記の別表等につき各事業に係る収入金額ごとに作成する。

第6号様式別表6、第10号様式及び第10号の3様式

6 申告書に添付する書類

○収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)

○貸借対照表及び損益計算書、法人税申告書別表4

○その他、収入金額算定の基礎資料

7 課税方式が異なる事業を併せて行う場合

○原則

課税方式が異なる事業(例えば小売電気事業等と所得金課税事業)を併せて行っている場合は、それぞれの事業部門ごとに区分計算したそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、それらの税額の合算額により申告納付してください。

○例外

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の付帯事業として行われると認められる場合は、従たる事業を主たる事業の課税方式によって課税標準額、税額を算出することができます。

※従たる事業の「軽微なもの」の判定とは、事業の実態に即して行うべきものですが、一般に次の要件に全てあてはまる場合は、これに該当するものとみなして差し支えないとされています。

- ・当該事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の一割程度以下であること
- ・売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないもの

8 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

【平成29年3月31日以後に終了する事業年度の電気供給業の分割基準】

※特定卸供給事業及び配電事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

① 発電事業等・特定卸供給事業

- ・課税標準の4分の3 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
- ・課税標準の4分の1 : 事務所等の固定資産の価額

注)事務所等の固定資産で発電所の用に供するものを有しない場合の発電事業は、課税標準を事務所等の固定資産の価額により関係都道府県で分割する

② 一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業・配電事業

- ・課税標準の4分の3 : 事務所等の所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量
- ・課税標準の4分の1 : 事務所等の固定資産の価額

注)発電所に接続する電線路を有しない場合の送配電事業は、課税標準を事務所等の固定資産の価額により関係都道府県で分割する

③ 小売電気事業等

- ・課税標準の2分の1 : 事務所等の数
- ・課税標準の2分の1 : 従業者の数

【平成29年3月30日以前に終了する事業年度の電気供給業の分割基準】

上記①により分割する

9 電気供給業の申告に係るQ&A

Q1 課税方式が異なる事業を併せて行う法人が課税標準を区分計算する際、両事業部門に共通する収入金額、または経費がある場合はどのような取扱いになりますか？

A1 課税方式が異なる事業の両事業部門に共通する収入金額、または経費がある場合は、これらを両事業部門の売上金額など最も妥当だと認められる基準によってあん分してください。

Q2 まだ電気供給業を開始していない場合の事業年度の課税はどうなりますか？

A2 現に電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割(資本金1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含みます。)により申告してください。

Q3 主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A3 法人事業税は事務所又は事業所の所在する都道府県に対して申告義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。

Q4 法人事業税収入割を申告納付すべき法人の場合、中間(予定)申告は必要ですか？

A4 法人事業税収入割を申告納付すべき法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税について必ず中間(予定)の申告納付をすることとなっています。

Q5 小売電気事業等及び発電事業等(収入金額等課税事業)の他に、所得金課税事業を併せて行っている場合、所得金課税事業で生じた欠損金額(個別欠損金額)を収入金額等課税事業に係る所得から繰越控除することはできますか？

A5 できません。各事業年度の収入金額等課税事業又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額(個別欠損金額)に限るものとされています。

詳細につきましては、京都地方税機構申告センター(075-417-1371)までお尋ねください。